

入札説明書添付資料 - 3 モニタリング及びサービス対価の減額について(変更)

目次

1. モニタリング及びサービス対価の減額の基本的な考え方	1
(1) モニタリングの基本的考え方.....	1
(2) モニタリング方針	1
(3) 対価の減額に関する基本的考え方.....	2
(4) 減額システムの運用について	2
(5) モニタリング手法の確定の手続.....	2
2. モニタリングの方法	3
(1) 選定事業者によるモニタリング	3
(2) 広域組合によるモニタリング.....	3
3. サービス対価の減額について	5
(1) 減額の対象となる対価	5
(2) 減額等の措置を講じる状態	5
(3) 運転管理に係る業務における減額措置	7
(4) 副生成物の取り扱いに関する事項における減額措置	13
(5) 運転管理に係る業務以外における減額措置	16
(6) 減額率の合算(図 - 4 参照)	19

1. モニタリング及びサービス対価の減額の基本的な考え方

(1) モニタリングの基本的考え方

広域組合は、本事業の運營業務について、入札時に広域組合が提示した要求水準書及び選定事業者が作成した事業者提案書並びに運営・維持管理マニュアル(以下、「要求水準書等」という)に基づいて適正かつ確実なサービス提供の確保がなされているかどうかを確認するため、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、是正勧告、対価の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

(2) モニタリング方針

本事業は BOT 方式により実施されるものであるが、その目的は選定事業者のノウハウが最大限に発揮されることを意図したものである。こうした観点から本事業におけるモニタリングの方法は選定事業者が行うセルフモニタリングに基づく運営・維持管理業務報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で広域組合が随時のモニタリングをおこなうこととする。

（3）対価の減額に関する基本的考え方

対価の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 選定事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に次回支払い予定のサービス対価全額を対象として一定割合を減額する。
- 減額の程度は、減額によりサービス提供そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を選定事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとする。
- 減額は、処理対象物の受け入れ及び処理、副生成物等の有効利用又は最終処分に直接係る業務（以下「運転管理に係る業務」という。）については本施設の利用可能性で評価し、その他のサービスについてはそのサービス提供が受けられない場合の深刻度や影響度等を考慮して、これに対応した減額ポイントを付し、その累積が一定以上になった場合に行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、選定事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とするものとする。

（4）減額システムの運用について

本事業における減額システムは、適切な改善を選定事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、選定事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと広域組合は考えている。そのため、広域組合と選定事業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を期待している。

（5）モニタリング手法の確定の手続

モニタリング手法は以下の手続に基づいて確定し、運用するものとする。

- 選定事業者が提案書で示したサービス仕様に基づき、業務仕様・水準を確定する。
- 選定事業者の提供するサービスが、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- 選定事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営・維持管理マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）としての業務監査（日常、随時、定期モニタリング、見学者やホームページ閲覧者アンケート等）を位置づける。
- 選定事業者は、自らが行う品質管理を前提として、2.（2）に示す広域組合のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報

告様式等を広域組合に提案し、広域組合と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

- なお、運営・維持管理マニュアルは、選定事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより選定事業者が免責となるものではない。

2. モニタリングの方法

(1) 選定事業者によるモニタリング

選定事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだサービス提供体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、サービスの履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営・維持管理業務報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して広域組合に提出するものとする。

(2) 広域組合によるモニタリング

広域組合は、自己の責任及び費用で、選定事業者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

運営開始前のモニタリング

ア 運営・維持管理マニュアル

本施設の運営開始予定日又は運営開始予定日以前で広域組合との合意により定める運営開始日のいずれか早い日の60日前までに、安定した運転、本施設の保全、職場の安全及び円滑な業務の実施を確保するために、本要求水準書及び選定事業者の提案内容に基づくマニュアルを作成し、広域組合へ提出すること。提出がなされない場合は減額を課し、運営開始後のサービス対価から減額する。

イ 長期修繕更新計画書

選定事業者は、本施設の施工開始前までに、施設の長期修繕更新計画書を作成すること。なお、長期修繕更新に関する記載事項は、実施年度毎の修繕更新の部分、部材及び機器等とすること。提出がなされない場合は減額を課し、運営開始後のサービス対価から減額する。

運営開始後のモニタリング

ア 定期モニタリング(運営・維持管理報告書の確認)

広域組合は、自らの費用において、選定事業者が毎月10日までに提出する運営・維持管理報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後14日以内

に当該運営・維持管理報告書の対象となる月の業務状況につき選定事業者に通知する。選定事業者は広域組合が行うモニタリングにつき、広域組合の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、運営・維持管理報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、選定事業者の提案に基づき契約後に広域組合と選定事業者が協議のうえ決定する。また、四半期の最終月に提出する運営・維持管理報告書の内容には当該四半期全体の集計等を行うとともに、その内容には下記イ～オのうち当該四半期に行ったモニタリング結果も含めるものとする。

イ 随時モニタリング

広域組合は、必要と認める場合、自らの費用において、運営・維持管理報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、選定事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力するものとする。

ウ 本施設の周辺環境モニタリング

広域組合は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、選定事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

エ 見学者等アンケート等

広域組合は、自らの費用において、必要に応じて見学者等アンケートや、見学者等からの要望や意見を受け付け、選定事業者の業務実施状況を確認する。なお、こうしたアンケート結果等には、選定事業者の責に帰すべき正当な理由に基づく苦情以外のものも含まれる場合があるため、これらの評価は適切に行うものとする。

オ 財務状況モニタリング

選定事業者は、自らの費用において、契約締結日以降、本契約の終了に至るまで、事業年度の最終日から3ヶ月以内に商法上の大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類（商法（明治32年法律第48号）第281条による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益の処分又は損失の処理に関する議案及びその附属明細書をいう。）を広域組合に提出し、かつ、広域組合に対して監査報告及び年間業務報告を行うものとする。広域組合はこれを確認するものとする。なお、広域組合は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

3. サービス対価の減額について

選定事業者の不履行に対するサービス対価の減額等の手続は以下のとおりとする。

(1) 減額の対象となる対価

減額は、利用可能性及び水準未達事項がある場合、その状態が確認された日若しくは業務修復のための改善期間終了日が含まれる当該四半期の対価全額を対象とする。なお、対象となるサービス対価は表-1のうち変動費及び固定費である。サービス対価の構成の詳細は「入札説明書添付資料-2 サービス対価の支払方法について」を参照すること。

表-1 サービス対価の構成

対価の種類	対価の内容
サービス対価 (固定費)	施設の整備段階における業務に対して支払う対価。
サービス対価 (固定費)	施設の運営段階における業務に対して、処理対象物量及び副生成物等の想定発生量の多寡に関係なく支払う対価。
サービス対価 (変動費)	処理対象物量に応じて支払う対価。ここで、処理対象物量とは、要求水準書第3章第2節1.2に定める処理対象物量（実績値）とする。
サービス対価 (変動費)	処理対象物量から算定する副生成物等の想定発生量に応じて支払う対価。ここで、副生成物等の想定発生量とは、選定事業者の提案に基づき事業契約書に規定する副生成物等の想定発生率（副生成物等の種類ごとに規定）と処理対象物量を乗じたものとする。

(2) 減額等の措置を講じる状態

広域組合が減額等の措置を講じる状態とは以下の～の状態を指し、これらを区別して個々に減額等の改善措置を行う。なお、一つの事象で減額が重複して行われることはない。

運転管理に係る業務において改善措置が必要な状態(改善措置が必要となる状態の例を表-2に示す)

ア 運転停止型業務改善措置

- 定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないため、本施設の運転停止措置が必要であると広域組合が判断した場合。
- 本施設の運転の継続に重大な影響を及ぼす事故等が発生し、広域組合が本施設の運転停止措置が必要であると判断した場合。

- 本施設の運転継続が出来ない重大な事故等が発生し、選定事業者の判断で運転を停止し、広域組合がその停止状態を確認した場合。

イ 運転継続型業務改善措置

- 定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないものの、本施設の運転を継続できると広域組合が判断した場合。
- 事故等が発生したが、その影響が軽微なため本施設の運転を継続できると広域組合が判断した場合。

表 - 2 運転管理に係る業務において改善措置が必要となる状態 (例)

対価の区分	改善措置が必要となる状態の例
サービス対価 (固定費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準値・法定基準値の不遵守 ・ 機器・設備等の性能未達 ・ 一般廃棄物の受け入れが出来ない ・ 火災等の重大な事故 ・ 災害時の対策不良 ・ 安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・ 計画処理量の大幅な未達 ・ 溶融スラグ等の品質未達 ・ 故意による業務放棄 ・ 業務の未実施 (運營業務マニュアル未作成含む) ・ 運営・維持管理報告書の虚偽記載 ・ その他広域組合が改善の必要があると判断した場合

副生成物を計画にない方法により処分し改善措置が必要な状態 (改善措置が必要となる状態の例を表 - 3 に示す)

ア 減額の対象となる事象

- 流動床式炭化炉方式：炭化物の一部若しくは全部を放置又は廃棄物として処分した (燃料として利用出来るものを利用しない) 場合
- ストーカ+セメント原料化方式：セメント原料とすべきものの一部若しくは全部をセメント原料としなかった場合

表 - 3 副生成物を契約にない方法により処分し改善措置が必要となる状態 (例)

対価の区分	改善措置が必要となる状態の例
サービス対価 (固定費 及び 変動費)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副生成物を計画にない方法により処分 ・ 故意による業務放棄 ・ 業務の未実施 (運營業務マニュアル未作成含む) ・ 運営・維持管理報告書の虚偽記載 ・ その他広域組合が改善の必要があると判断した場合

以外の業務において改善措置が必要な状態(改善措置が必要となる状態の例を表 - 4 に示す)

- ア (水準 1) :本施設の運営・維持管理にあたって明らかに支障がある場合(明らかに利用可能性が確保されない,若しくはサービスの履行水準が達成されない場合)
- イ (水準 2) :本施設の運営・維持管理にあたって利便性を欠く場合(利用可能性が確保されない,若しくはサービスの履行水準が達成されない場合)

表 - 4 運転管理に係る業務以外で改善措置が必要となる状態(例)

対価の区分	改善措置が必要となる状態の例
サービス対価 (固定費)	水準 1 ・故意による業務放棄 ・運営・維持管理報告書の虚偽記載 ・業務の未実施 ・その他
	水準 2 ・情報公開設備(掲示機器やホームページ等)による情報公開業務の履行水準 ・見学者対応施設の稼働状況 ・見学者への説明等の対応状況 ・管理区域内の日常清掃,除草状況 ・諸室や道路側溝の清掃状況 ・その他

(3) 運転管理に係る業務における減額措置

減額の対象となる対価

- ア サービス対価(固定費)

減額措置の手順

- ア 1 炉停止(運転停止型業務改善措置)(図 - 1 参照)

- 広域組合が, 1 炉停止の運転停止型改善措置が適当と判断した場合, 広域組合は選定事業者に 1 炉停止を命じ, 直ちにその改善・復旧を行うよう是正勧

告（第1回）を行う。

- 選定事業者は、広域組合からの是正勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧を行うための計画を内容とする業務改善計画書を広域組合に提出する。
- 広域組合は、選定事業者が提出した業務改善計画書の内容が、業務不履行の状態を改善・復旧することのできる内容と認めた場合には、直ちにこれを承認する。なお、広域組合は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。
- 選定事業者は、承認された業務改善計画書に従って改善・復旧を行い、広域組合は予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされたことを確認する。なお、改善のための期間は選定事業者が広域組合に提案し、広域組合が承認若しくは協議して決定する。
- 予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされなかった場合には、広域組合は再度是正勧告（第2回）を行い業務改善計画の再提出を求め、改善が認められるまで最大3回まで上記手続きを繰り返す。
- 改善措置後、広域組合がその改善を認め、再稼働した場合、運転停止日の属する期から再稼働日の属するまでの期のサービス対価（固定費）を減額する（再稼働日が属する期は日割り計算により算定）。減額率は第1回是正勧告で改善した場合は25%、第2回是正勧告で改善した場合は35%、第3回是正勧告で改善した場合は45%とする。

表-5 1炉停止の場合（運転停止型業務改善措置）の減額率

サービス対価	第1回是正勧告で改善	第2回是正勧告で改善	第3回是正勧告で改善
固定費	25%減額	35%減額	45%減額

- 3回の修復の機会を経てもなお改善しない場合は、広域組合はサービス対価の支払いを停止し、次のいずれかを選択できる。1)本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更する。2)選定事業者との契約を解除する。なお、直接契約に基づく金融機関との協議が行われる場合は、その手続きの中で選定事業者を変更する場合も想定される。

イ 2炉停止（運転停止型業務改善措置）(図-1参照)

- 広域組合が、2炉停止の運転停止型改善措置が適当と判断した場合、広域組合は選定事業者に2炉停止を命じ、直ちにその改善・復旧を行うよう是正勧告（第1回）を行う。

- 選定事業者は、広域組合からの是正勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧を行うための計画を内容とする業務改善計画書を広域組合に提出する。
- 広域組合は、選定事業者が提出した業務改善計画書の内容が、業務不履行の状態を改善・復旧することのできる内容と認めた場合には、直ちにこれを承認する。なお、広域組合は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。
- 選定事業者は、承認された業務改善計画書に従って改善・復旧を行い、広域組合は予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされたことを確認する。なお、改善のための期間は選定事業者が広域組合に提案し、広域組合が承認若しくは協議して決定する。
- 予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされなかった場合には、広域組合は再度是正勧告（第2回）を行い業務改善計画の再提出を求め、改善が認められるまで最大3回まで上記手続きを繰り返す。
- 改善措置後、広域組合がその改善を認め、再稼働した場合、運転停止日の属する期から再稼働日の属するまでの期のサービス対価（固定費）を減額する（再稼働日が属する期は日割り計算により算定）。減額率は第1回是正勧告で改善した場合は25%、第2回是正勧告で改善した場合は45%、第3回是正勧告で改善した場合は45%とする。

表-6 2炉停止の場合（運転停止型業務改善措置）の減額率

サービス対価	第1回是正勧告で改善	第2回是正勧告で改善	第3回是正勧告で改善
固定費	25%減額	45%減額	45%減額

- 3回の修復の機会を経てもなお改善しない場合は、広域組合はサービス対価の支払いを停止し、次のいずれかを選択できる。1)本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更する。2)選定事業者との契約を解除する。なお、直接契約に基づく金融機関との協議が行われる場合は、その手続きの中で選定事業者を変更する場合も想定される。

ウ 運転継続型業務改善措置（図-2参照）

- 広域組合が、運転継続型改善措置が適当と判断した場合、広域組合は選定事業者に運転を継続させながら、直ちにその改善・復旧を行うよう是正勧告（第1回）を行う。
- 選定事業者は、広域組合からの是正勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧を行うための計画を内容とする業務改善計画書を広域組合に提

出する。

- 広域組合は、選定事業者が提出した業務改善計画書の内容が、業務不履行の状態を改善・復旧することのできる内容と認めた場合には、直ちにこれを承認する。なお、広域組合は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。
- 選定事業者は、承認された業務改善計画書に従って改善・復旧を行い、広域組合は予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされたことを確認する。なお、改善のための期間は選定事業者が広域組合に提案し、広域組合が承認若しくは協議して決定する。
- 予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされなかった場合には、広域組合は再度是正勧告（第2回）を行い業務改善計画の再提出を求め、改善が認められるまで最大3回まで上記手続きを繰り返す。
- 改善措置後、広域組合がその改善を認めた場合、是正勧告（第1回）を受けた日の属する期から改善・復旧日の属するまでの期のサービス対価（固定費）を減額する（再稼働日が属する期は日割り計算により算定）。減額率は第1回是正勧告で改善した場合は25%、第2回是正勧告で改善した場合は35%、第3回是正勧告で改善した場合は45%とする。

表-7 運転継続型業務改善措置の場合の減額率

サービス対価	第1回是正勧告で改善	第2回是正勧告で改善	第3回是正勧告で改善
固定費	25%減額	35%減額	45%減額

- 3回の修復の機会を経てもなお改善しない場合は、広域組合はサービス対価の支払いを停止し、次のいずれかを選択できる。1)本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更する。2)選定事業者との契約を解除する。なお、直接契約に基づく金融機関との協議が行われる場合は、その手続きの中で選定事業者を変更する場合も想定される。

エ 溶融施設が燃焼炉と一体でない場合

- 溶融施設が燃焼炉と一体でない場合であって、溶融施設が運転停止型業務改善措置の対象となる場合は上記「イ. 2 炉停止」を適用する。

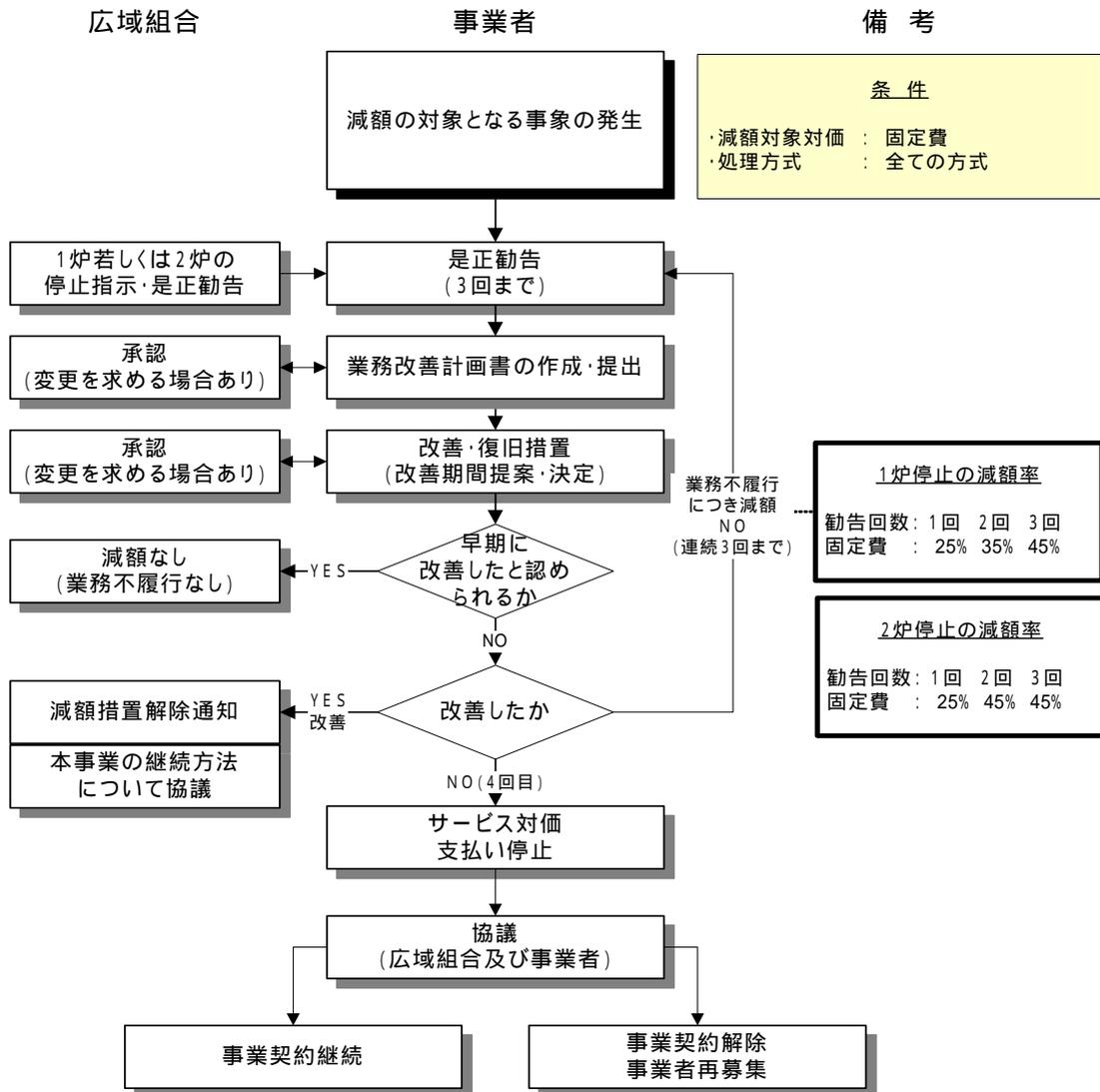


図 - 1 1炉若しくは2炉停止（運転停止型業務改善措置）の減額措置等

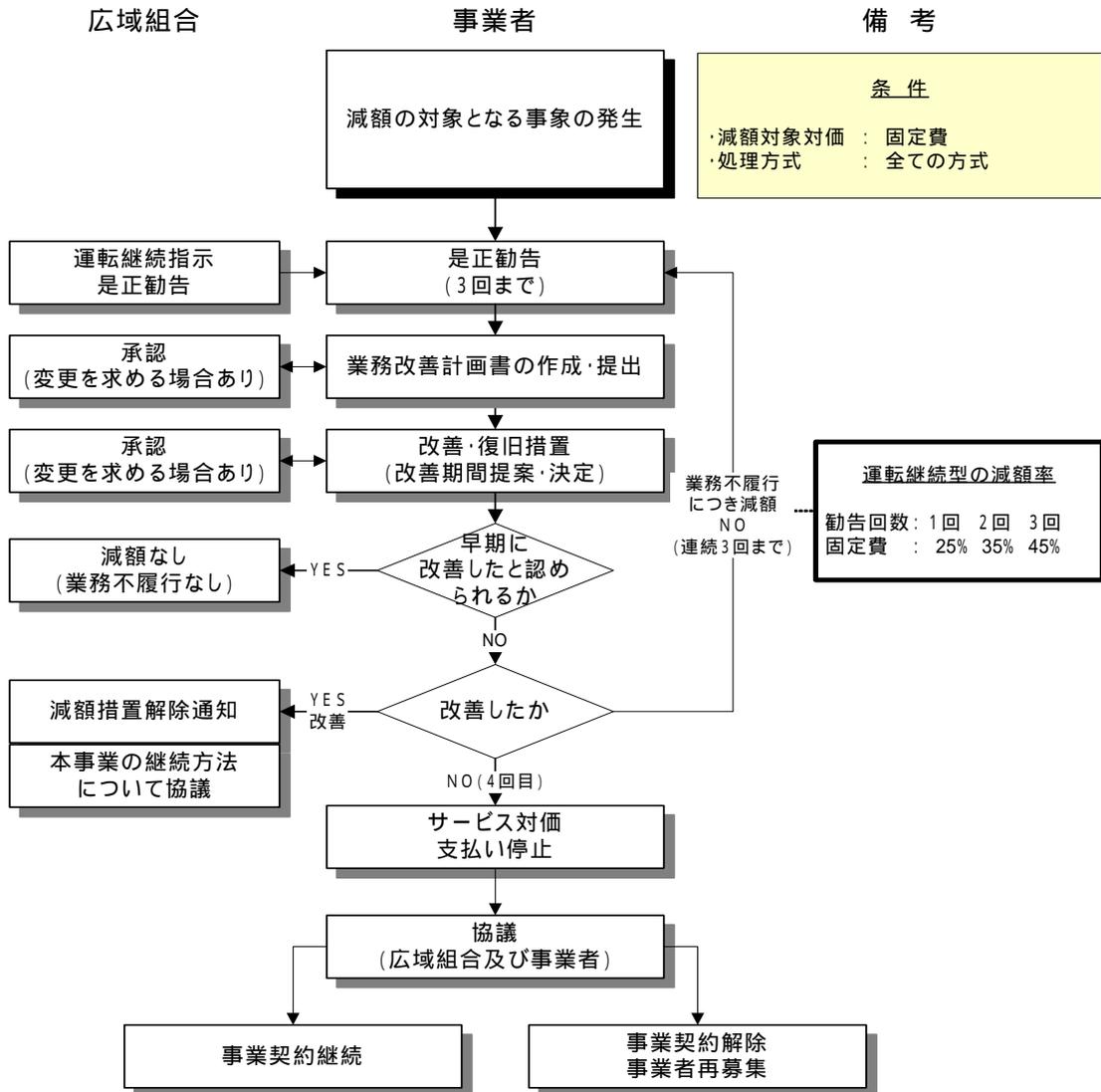


図 - 2 運転継続型業務改善措置の減額措置等

(4) 副生成物の取り扱いに関する事項における減額措置

減額の対象となる対価

ア サービス対価 (固定費 及び変動費)

減額の対象となる事象

ア ストーカ+セメント原料化方式:セメント原料とすべきものの一部若しくは全部をセメント原料としなかった場合

イ 流動床式炭化炉方式:炭化物の一部若しくは全部を放置又は廃棄物として処分した(燃料として利用出来るものを利用しない)場合

減額措置の手順(図-3参照)

- 広域組合が、 の事象を把握した場合、広域組合は選定事業者に運転を継続させながら、直ちにその改善・復旧を行うよう是正勧告(第1回)を行う。
- 選定事業者は、広域組合からの是正勧告に基づき直ちに業務不履行の状態を改善・復旧を行うための計画を内容とする業務改善計画書を広域組合に提出する。
- 広域組合は、選定事業者が提出した業務改善計画書の内容が、業務不履行の状態を改善・復旧することのできる内容と認めた場合には、直ちにこれを承認する。なお、広域組合は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。
- 選定事業者は、承認された業務改善計画書に従って改善・復旧を行い、広域組合は予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされたことを確認する。なお、改善のための期間は選定事業者が広域組合に提案し、広域組合が承認若しくは協議して決定する。
- 予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされなかった場合には、広域組合は再度是正勧告(第2回)を行い業務改善計画の再提出を求め、改善が認められるまで最大3回まで上記手続きを繰り返す。
- 改善措置後、広域組合がその改善を認めた場合、是正勧告(第1回)を受けた日の属する期から改善・復旧日の属するまでの期のサービス対価(固定費 及び変動費)を減額する(処理が正常化した日が属する期は日割り計算により算定)。減額率は第1回是正勧告で改善した場合は変動費 を支払い停止、第2回是正勧告で改善した場合は変動費 の支払い停止及び固定費 の20%減額、第3回是正勧告で改善した場合は変動費 の支払い停止及び固定費 の35%減額。

表-8 副生成物の取り扱いに関する事項における減額率

サービス対価	第1回是正勧告で改善	第2回是正勧告で改善	第3回是正勧告で改善
変動費	支払い停止	支払い停止	支払い停止
固定費	減額なし	20%減額	35%減額

- 広域組合は選定事業者と本事業の継続方法について協議を行うことが出来るものとし、選定事業者に帰すべき責任の有無にかかわらず、広域組合は選定事業者に追加溶融施設整備を命じることが出来る。
- 選定事業者は広域組合の承諾を得た上で、当初計画に従い、返還される運営保証金を利用して追加溶融施設整備を行い事業を継続することが出来る。
- 3回の修復の機会を経てもなお改善しない場合で、かつ、当初の計画に従って追加溶融施設整備の手続きをとらない場合、広域組合はサービス対価の支払いを停止し、次のいずれかを選択できる。1)本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更する。2)選定事業者との契約を解除する。なお、直接契約に基づく金融機関との協議が行われる場合は、その手続きの中で選定事業者を変更する場合も想定される。
- 上記手続きは、該当する処理方式について治癒の見込みがある場合に適用するものであり、広域組合は に示した減額の対象となる事象の発生状況に応じて、選定事業者に帰すべき責任の有無・是正勧告回数にかかわらず、広域組合は選定事業者に追加溶融施設整備を命じることが出来る。

追加溶融施設を追加整備する場合の取り扱い

- 追加溶融施設整備の手続きに移行した場合、運営保証金、減額措置の取り扱いは以下のとおりとする。
- 運営保証金（施設整備充当分）は選定事業者に返還する（ただし、追加整備する追加溶融施設の完工について履行保証するものとする。）
- 追加溶融施設の整備期間中において、セメント原料化若しくは炭化物の有効利用を行うことが出来ない場合は、変動費 は支払い停止とし、自らの費用で副生成物を最終処分すること。なお、追加溶融施設の整備期間中に限って益田市最終処分場で焼却灰、飛灰、炭化物を受け入れ可能とする（ただし、薬剤処理やセメント固化等により重金属の安定化処理をしたものに限る）。
- 追加溶融施設整備期間中であっても、(3)運転管理に係る業務における減額措置は適用する。

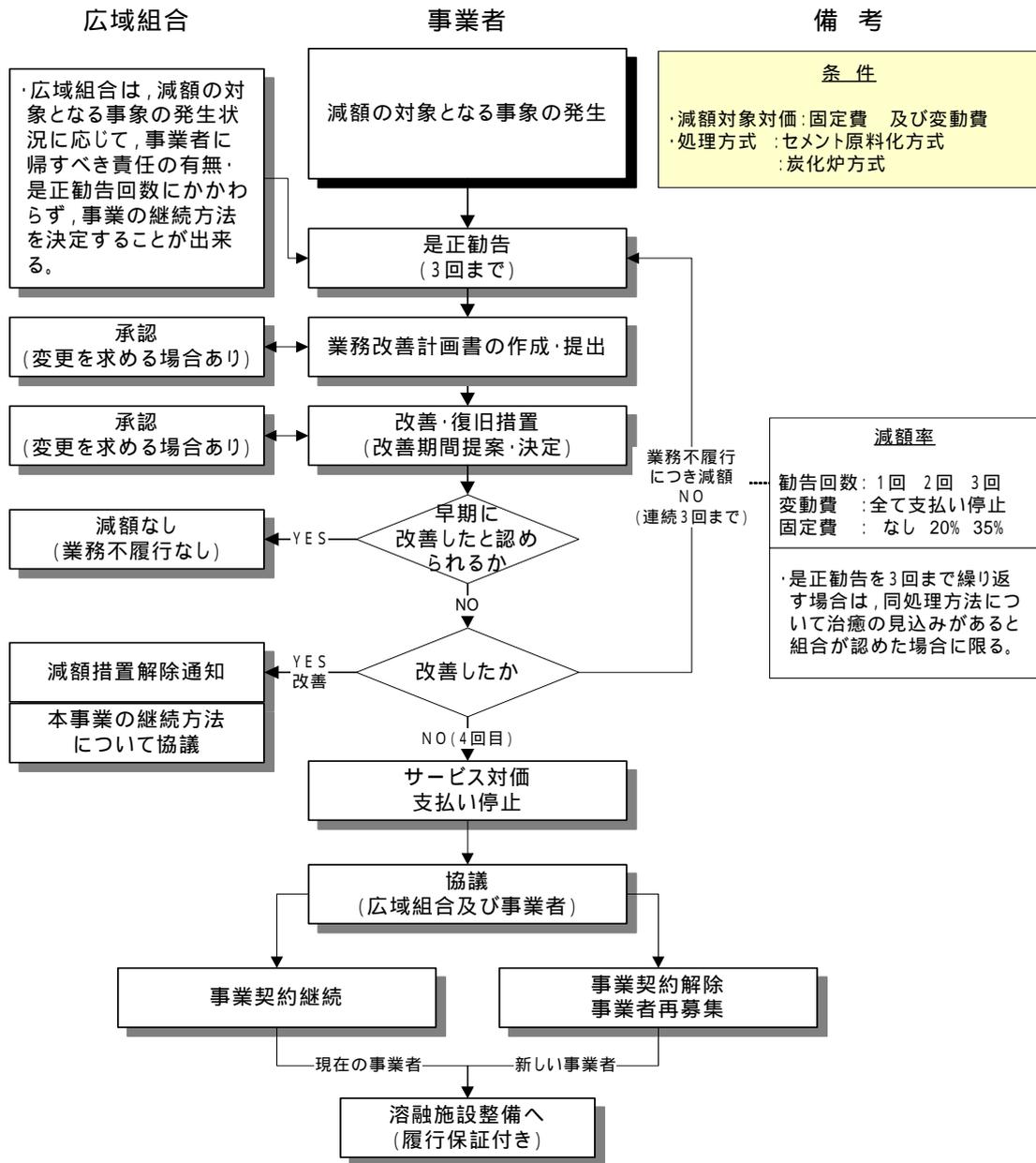


図 - 3 副生成物の取り扱いに関する事項における減額措置等

(5) 運転管理に係る業務以外における減額措置

減額の対象となる対価

ア サービス対価（固定費）

減額措置の手順（図 - 4 参照）

ア 減額ポイント

- 要求水準に達していない場合は、広域組合は直ちにその改善・復旧を行うよう是正勧告（第1回）を行う。状況に応じた減額ポイントは表-9のとおりとする。ただし、軽微な不履行で選定事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することができた場合は減額ポイントは付さないものとする。
- 選定事業者は、広域組合からの是正勧告に基づき、直ちに業務不履行の状態を改善・復旧を行うための計画を内容とする業務改善計画書を広域組合に提出する。
- 広域組合は、選定事業者が提出した業務改善計画書の内容が、業務不履行の状態を改善・復旧することのできる内容と認めた場合には、直ちにこれを承認する。なお、広域組合は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。
- 選定事業者は、承認された業務改善計画書に従って改善・復旧を行い、広域組合は予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされたことを確認する。なお、改善のための期間は選定事業者が広域組合に提案し、広域組合が承認若しくは協議して決定する。
- 予め定めた改善期間内に改善・復旧がなされなかった場合には、広域組合は再度是正勧告（第2回）を行い業務改善計画の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度5ポイントが加算される。
- 同一四半期内、若しくは前四半期内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを3倍として加算する。
- 四半期毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率を決定する。
- 累積ポイントは次四半期には持ち越さない。

表-9 減額ポイント¹

水準未達の状況	減額ポイント
水準 1	水準未達と認定された場合に 10 ポイント
水準 2	水準未達と認定された場合に 1 ポイント

同一四半期内、若しくは前四半期内において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを 3 倍として加算する。

イ 減額率の算定

- ・ 四半期毎に減額の累積ポイントの合計を計算し、下表に従って減額率を算定する。

表-10 減額率

累積ポイント	固定費 に対する減額率
0～9	減額なし
10～50	支払い予定額の 0.5% / ポイント, 最大 25%
51～60	支払い予定額の 1.0% / ポイント, 最大 35%
61～	支払い予定額の 1.0% / ポイント, 最大 45%

¹ 「水準 1」「水準 2」は表 - 4 を参照すること。

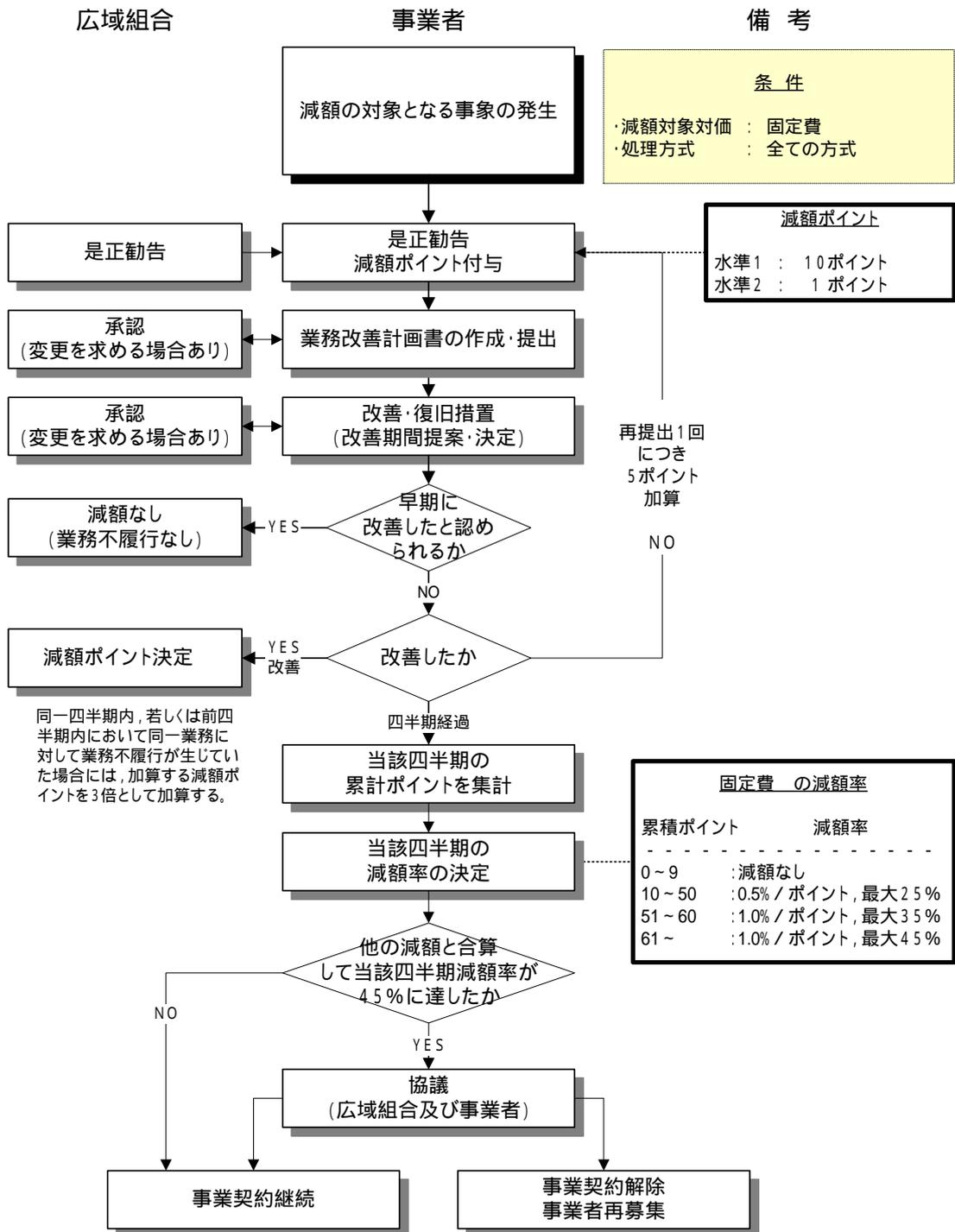


図 - 4 運転管理に係る業務以外における減額措置等

(6) 減額率の合算(図-4参照)

- 減額は(3)(4)及び(5)の各々について行うが、減額の合計が固定費の45%を超える場合、広域組合はサービス対価の支払いを停止し、選定事業者と協議の上、次のいずれかを選択できる。
- 本施設の運営及び維持管理に関する業務を行う者を変更する。
- 選定事業者との契約を解除する。